

「安全対策基金」運用規定

- 第1条 この規定は「労山特別基金」に基づく「安全対策基金」（以下「基金」と呼ぶ）の管理・運用に関する規則を定めたものである。
- 第2条 この「基金」は、日本勤労者山岳連盟の技術教育活動および遭難事故防止活動に利用することを目的とする。
- 第3条 この「基金」の管理・運用は、日本勤労者山岳連盟理事会の責任のもとに行われるものとする。
- 第4条 この「基金」の利用を希望するものは、所定の「給付申請用紙」に必要事項を記入して申し出なければならない。
- 第5条 この「基金」の給付を受けたものは、当該活動終了後すみやかに実施内容および決算を文書で報告しなければならない。
- 2 この「基金」の使途に疑義が認められた場合、給付金額の全額または一部を返済しなければならない。
- 第6条 この「基金」の会計年度は1年（1月から12月まで）とし、決算を日本勤労者山岳連盟の総会または理事会に報告する。
- 第7条 この「規定」の改廃は、日本勤労者山岳連盟理事会が発議し、総会または評議会で決定する。

2008年4月14日

「安全対策基金」申請について

1.申請に必要書類

- 申請用紙（別紙）所定の用紙
- 事業計画書…申請する当該組織様式とする。
- 予算書…申請する当該組織様式とする。

以上を添え全国理事会の理事長あてに申請を行う。

2.事業終了時の報告書・決算書の提出

基金を受けたものは、活動終了後に速やかに報告書および決算書を作成し全国理事会に提出しなければならない。

※運営に疑義が生じた場合には、給付金の全額または一部の返済をしなければならない。

地方連盟補助金について

① 地方協議会雪崩講習会について

地方協議会 9ブロック…15万円

北海道協議会 ……30万円

② 地方協議会救助隊交流会 10ブロック…10万円

③ 都道府県連盟登山学校。講習会補助

組織数 1000名以上…20万円 組織数 600名以上 1000名未満…15万円

組織数 300名以上 600名未満 …12万円 組織数 100名以上 300名未満…10万円

組織数 100名未満…8万円

とする。

○組織数 1000名以上

東京、愛知、大阪、兵庫、福岡

○組織数 600名以上 1000名未満

道央、千葉、神奈川、静岡、京都、岡山

○組織数 300名以上 600名未満

岩手、群馬、栃木、埼玉、石川、長野、奈良、和歌山、香川、長崎

○組織数 100 名以上 300 未満

青森、宮城、福島、茨城、山梨、新潟、富山、岐阜、滋賀、島根、広島、山口、徳島、高知、佐賀、熊本、鹿児島

○組織数 100 名未満

道北、道東、秋田、山形、福井、三重、鳥取、愛媛、大分、宮崎、沖縄

※組織数は 2007 年 11 月末日とする。

- ①、②の申請は地方協議会は該当する都道府県連盟理事長及び署名を必要とする。
- ③の申請を地方協議会でまとめて行う場合、該当する都道府県連盟理事長の署名を必要とする。

講師派遣制度について

- ① 地方連盟で講師の確保が困難な場合に全国連盟から適当な講師を手配し派遣する制度。
- ② 講師の交通費のみを全国連盟で負担する。
- ③ 講師の日当・宿泊費等は地方連盟または地方協議会で負担する。
- ④ 日当は以下の金額を参考に地方連盟で決定する。

労山会員外で講習内容を職業としている場合	一日	3 万円以上
労山会員外で講習内容を職業としていない場合	一日	2 万円以上
労山会員で講習内容を職業としている場合	一日	2 万円以上
労山会員で講習内容を職業としていない場合	一日	1 万円以上

岩場ゲレンデ環境整備資金援助について

- ① 資金総額を年間 40 万円とする。
- ② 申請者は労山会員とする
- ③ 応募締め切りは 5 月末日とする。全国労山事務所に必着とする。
メール、郵便、FAX で受け付ける。
- ④ 申請必要書類
 - 申請書（所定用紙）
 - 事業計画書
 - 予算書
- ⑤ 審査機関は全国理事会、遭対部に置き、審査によって順位、及び補助額を設定する。
- ⑥ 資金を提供されたものは事業 3 か月以内に報告書および決算書を提出することを義務付ける。
- ⑦ 対外的に報告する場合は、労山からの資金提供を受けたことを明記する。